

情報提供(4)資料

山梨県産業廃棄物処理業者 格付け制度について

環境整備課

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について

I 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度創設の目的

○ 本制度は、平成29年3月に策定した山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンに示した施策の一つとして、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の底上げ、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図るものである。

◇格付け制度による効果

県内に事業所がある産業廃棄物処理業者 約800者（平成29年4月時点）

格付け
（評価基準は5つに分類）

適正処理が確保され、地域貢献や環境保全等に取り組む産業廃棄物処理業者

HP等で公開し、排出事業者に
優良な処理業者の積極活用を啓発

格付け事業者の利用の促進→地域貢献や環境保全等に取り組む事業者が増加

産業廃棄物処理業全体の底上げ、県民理解の増進

II 格付け制度の概要

◇申請資格

- ・山梨県内に事業所を有し、申請時点で3年以上の処理実績があること
- ・過去5年にわたり文書勧告、法に基づく改善命令、事業停止命令等を受けていないこと
- ・税、保険料等に滞納がないこと

◇格付けの方法

- ・評価基準の適合数により4段階（☆～☆☆☆☆）で格付けを行う。

【評価基準】 処分類：30項目 収集運搬業：27項目

分類	評価基準	
	ベーシック(B)	アドバンスド(A)
①環境保全や安全対策の取り組み	・廃棄物処理に関する社内研修・教育を実施している ・施設の保守点検表を整備し、日々点検している 等 (処:5, 収:6)	・CO2の排出削減に取り組んでいる ・定期的に事業場周辺の環境調査を行っている 等 (処:5, 収:5)
②廃棄物処理に関する啓発活動	・見学者の受入れを行っている (処:1)	・排出事業者向けに分別等の助言を行っている 等 (処:2, 収:2)
③地域活動・地域貢献等	・地域の清掃活動へ参加している ・苦情受付窓口を設置している (処:2, 収:2)	・高齢者又は障がい者を積極的に雇用している ・環境調査の結果を公表している 等 (処:5, 収:4)
④事業の透明性	・会社情報、許可の内容、財務諸表を公表している 等 (処:8, 収:6)	
⑤財務体質の健全性	・直近3事業年度の経常利益の平均がプラスであること 等 (処:2, 収:2)	

ベーシック (B) : 基礎的な取り組みを評価するグループ
アドバンスド (A) : 発展的な取り組みを評価するグループ

☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に取り組んでいる
(①～③のBの基準を5個以上満たす)

☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に積極的に取り組んでいる
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である

【処分類者】

・①～③の基準を12個以上、④の基準を2個以上、⑤の基準を1個以上満たす

【収集運搬業者】

・①～③の基準を11個以上、④の基準を2個以上、⑤の基準を1個以上満たす

☆☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等により積極的に取り組んでいる
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である

【処分類者】

・①～③の基準を16個以上、④の基準を6個以上、⑤の基準をすべて満たす

【収集運搬業者】

・①～③の基準を14個以上、④の基準を4個以上、⑤の基準をすべて満たす

☆☆☆☆ : ☆☆☆の事業者のうち、国の優良産廃業者認定制度※の認定を受けている事業者

※ 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した産廃業者を都道府県が審査して認定する制度

◇格付けの有効期間

・格付けを受けた日から、産業廃棄物処理業の許可期限までとする。

※ 有効期間内に文書勧告等を受けた場合、格付けを取り消す。

III 格付けに係る事務手続きについて

◇申請時期

・初回の申請は随時受け付けることとし、2回目以降については許可更新申請と同時申請とする。また、格付けの有効期間内の再申請を1度だけ認めることとする。

◇手数料

・徴収しない

◇申請から格付けの決定、公表まで

・事業者からの格付け申請に基づき、評価基準の適合について審査を行い、格付けを決定。
・格付けが決定した事業者の許可証に「☆マーク」を印刷後、交付。県HPで格付け事業者の公表を行う。

<☆マーク>

